

上牧町下水道事業経営戦略

団 体 名：上牧町

事 業 名：流域関連公共下水道事業

策 定 日：令和 6 年 3 月

計 画 期 間：令和 6 年度 ～ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成3年度 (29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	52.1人/ha (令和4年度末)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区(大和川上流流域下水道第二処理区)		
処 理 場 数	流域関連公共下水道のため、処理場はない。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	未実施		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量制による使用料金を設定					
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭と同様の使用料体系を設定					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水質による加算を設定					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	2,400	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	2,454 円
	令和3年度	2,400	円		令和3年度	2,442 円
	令和4年度	2,400	円		令和4年度	2,501 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	2人（損益勘定所属職員1人、資本勘定所属職員1人）
事 業 運 営 組 織	都市環境部 まちづくり推進課 建設環境課 上下水道課 都市計画係 地域活性係 住宅管理係 農業委員会事務局 公園緑地管理係 道路橋梁管理係 生活環境係 庶務係 工務係

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	マンホールポンプの維持管理を民間委託している
	イ 指定管理者制度	実施していない
	ウ PPP・PFI	実施していない
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	流域関連公共下水道のため、該当事項なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	活用すべき土地、施設を保有していない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

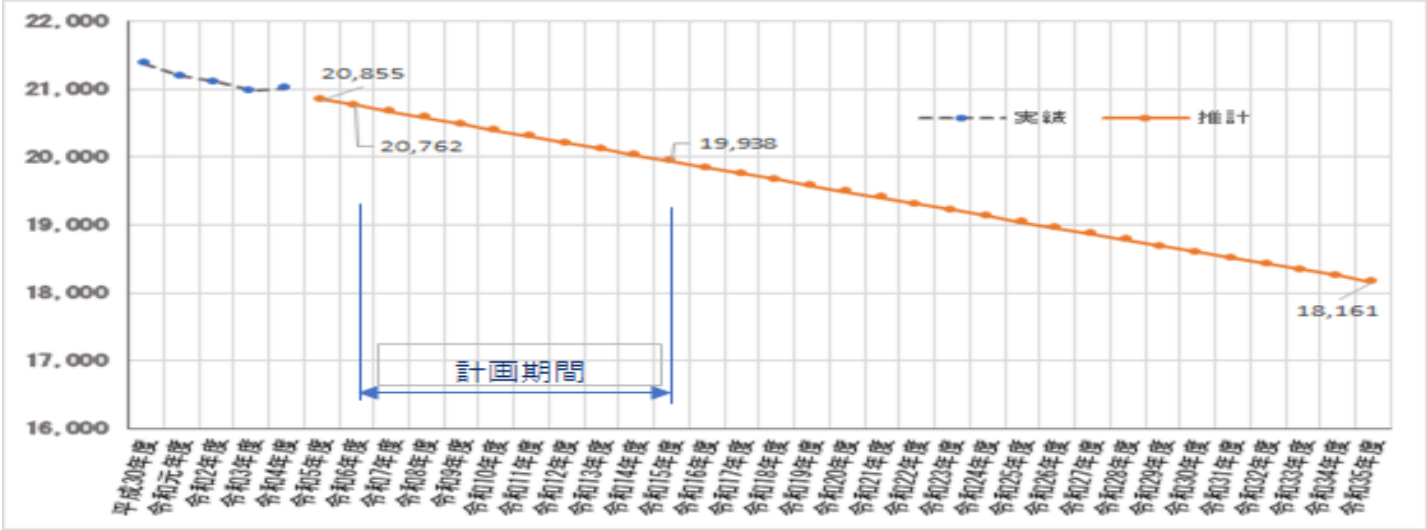
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別添する令和3年版の経営分析表参照

2. 将来の事業環境

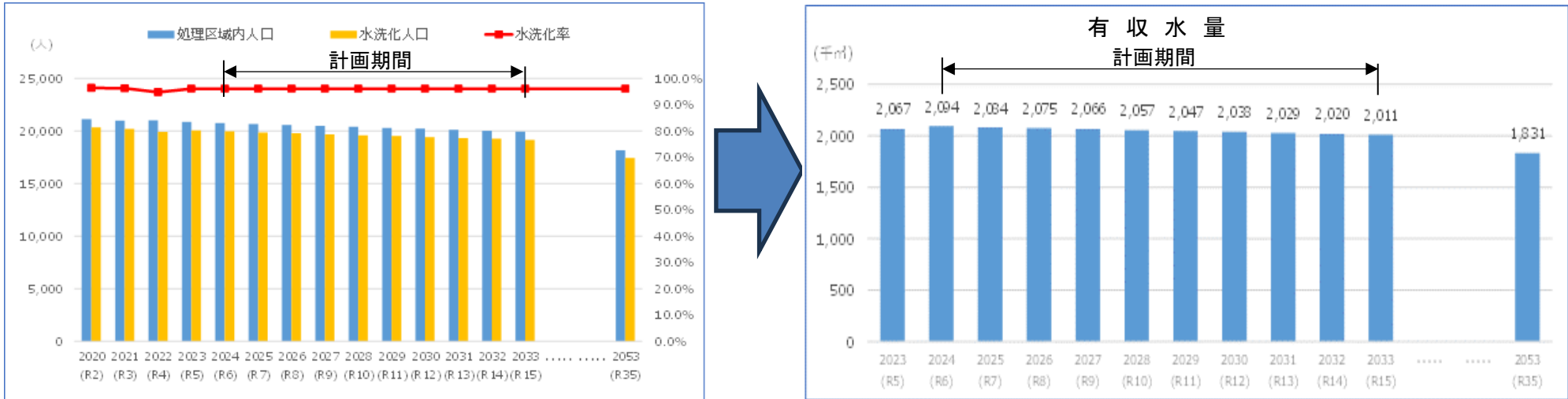
(1) 処理区域内人口の予測

本町のこれまでの処理区域内人口の実績の推移及び将来推計は下図のとおりである。
なお、推計処理区域内人口は令和35年度には18, 161人となり、計画期間最終年度の令和15年度は19, 938人とした。
また、水洗化人口はこれに水洗化実績値96.1%を乗じて推計した。



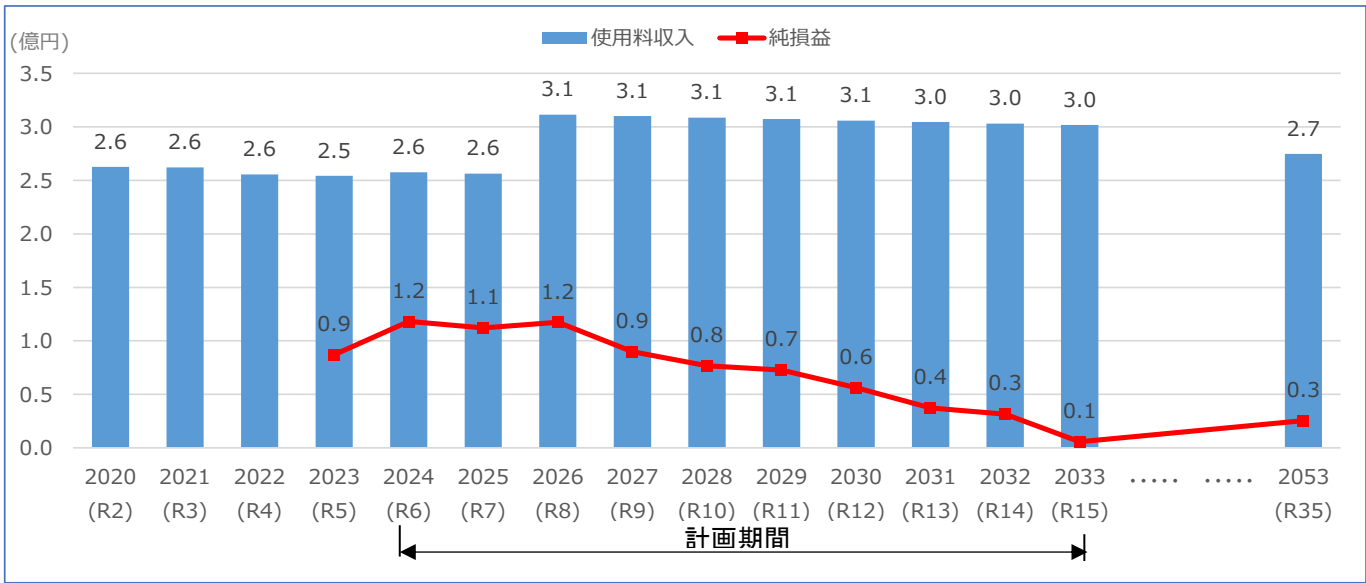
(2) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口の逓減に伴う減少を見込んだ。



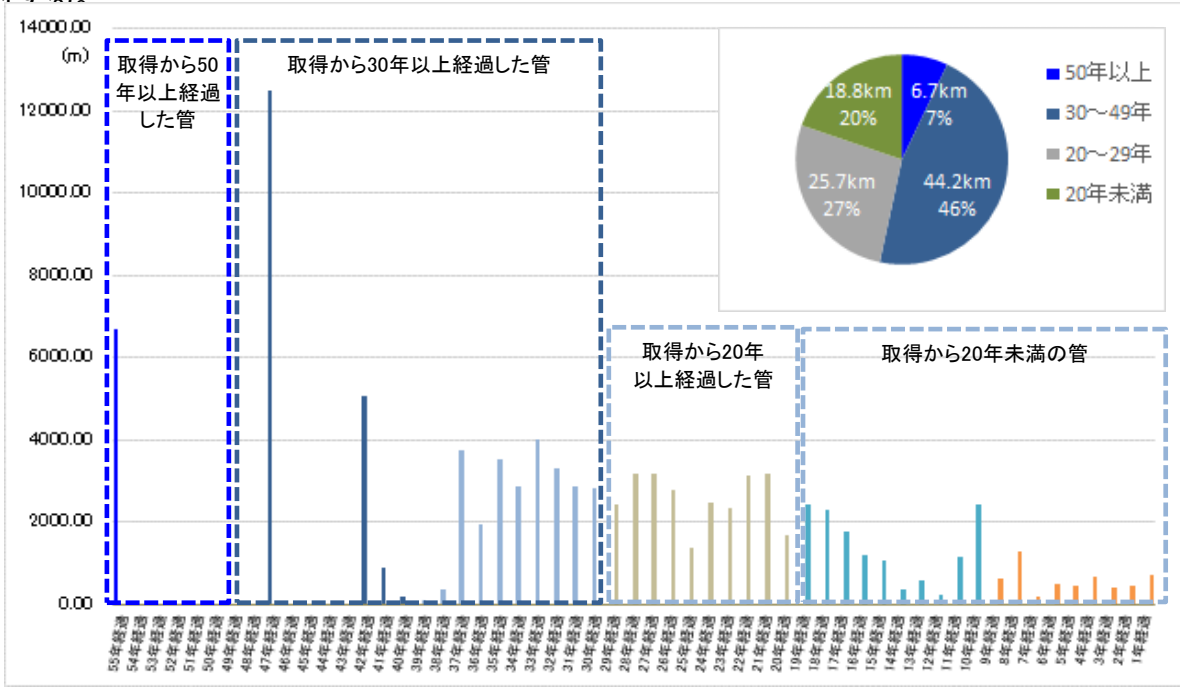
(3) 使用料収入の見通し

有収水量減少による経費回収率低下を避け、かつ計画期間内に経費回収率80%を維持するため、令和8年度より使用料金改定を行う予定である。これにより純損益は計画期間を通じて黒字を見込んでいる。



(4) 施設の見通し

令和4年度末時点の管渠の経過年数は下図のとおりである。管渠延長の7%は50年以上、50年未満30年以上が46%、30年未満20年以上が27%、20年未満が20%の状況にあり全体の53%が30年以上経過している。管渠の法定耐用年数50年であることから、今後特定の年度に修繕や改築更新が集中しないよう平準化した維持管理の実施を検討する。



(5) 組織の見通し

現在は、技術職1人、事務職1人の計2人の職員で運営してが、計画期間では令和7年度から計4人での体制をを見込んでいる。ただし、少ない人員体制では技術継承が重要となため、慎重な人員配置や適切な教育・研修に取り組む。

3. 経営の基本方針

本町の下水道事業は、人口減少等の社会情勢の変化や節水意識・節水器具の普及等により使用料収入が減少傾向にある。また、耐用年数を迎える施設の更新に伴う将来的な財源不足が懸念されるなど、下水道事業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

本町下水道事業は、町の第5次総合計画の施策目標「(都市環境)快適で済み良く自慢できるまちづくり」を実現する事業として位置付けられている。

本町下水道事業においては、平成3年度の供用開始からおよそ30年以上が経過しており、未整備地区の管渠新設事業計画とともに進行する施設の老朽化に対応する施策として、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築を行い、適切な施設管理を図ります。

また、本町下水道事業では、令和5年度から地方公営企業法の全部適用した企業会計に移行し、財政状況や資産等の正確な把握により、経営の効率化及び健全化、並びに基盤強化に努めるとともに、使用料金の適正化を図り、持続可能な下水道事業を推進していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	本町下水道事業においては、未整備地区の管渠新設事業計画とともに、老朽化に対応する施策として、ストックマネジメント計画に基づき建設投資額を設定した。
---	---	---

1) 管渠整備 ・管渠整備費・・・令和11年度までは未整備地区解消の整備と改築・更新事業費と計上。未整備地区については当該年度で完了する予定で、それ以降は改築・更新事業に注力する予定である。 ・機械その他・・・当費用は、マンホールポンプ場(機械・電気)の改築・更新に係る費用として予定している。											
項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1.建設改良費	管渠	119,028	129,028	129,028	129,028	129,028	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	機械										
	その他	2,843	2,828	2,843	2,628	2,643	2,628	2,643	2,628	2,700	2,700
2.流域下水道費		5,288	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
計		127,159	138,856	138,871	138,656	138,671	129,628	129,643	129,628	129,700	129,700
2) 流域下水道費・・・流域下水道建設負担金にかかる費用として、令和6年度は5.3百万円、令和7年度以降は7.0百万円を予定している。											

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	下水道事業の安定的・持続的な継続のための投資計画の実効性を確保するため、財源たる財政計画を立案し、事業経営の存続のため毎年度の損益が赤字になることの内容に効率性を高めた経営を実施するとともに、将来の更新投資に備え財政基盤の充実を図る。
---	---	---

1) 一般会計繰入金 ・令和4年度では、一般会計から1.5億円の繰入を受けているが、令和8年度からの使用料金改定と企業債償還金の減少に伴い一般会計繰入金も減少する見込みで、計画期間最終年度の令和15年度においては基準外繰入金ゼロを目指す。											
2) 企業債 ・令和4年度末における企業債残高は29.7億円であるが、下水道事業初期に要した企業債償還が進み、今後改築更新のための起債を行うことから企業債残高は減少する見込みであり計画期間最終の令和15年度には約15.7億円まで減少する見込みである。											
3) 国庫・県補助金 ・国庫及び県補助金は計画期間を通じて平均役0.7億円を見込んだ。											

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下のとおり算定した。 1) 維持管理費は、過去の実績等に基づいて算定することを基本とした。 2) 企業債元金償還・支払利息・現行の償還方法(償還方法、償還期間、据置期間の設定など)に基づき、近年の金利動向に基づいて設定した金利により算定した。 3) 減価償却費は、建設投資額をベースに、現行の減価償却計算の方法に基づき算定した。また、補助金等を財源する分については、長期前受金戻入額として営業外収入に計上した。											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
- * (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

- ① 今後の投資についての考え方・検討状況
- * 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点では具体化していないが、今後、近隣の市町との連携による管渠の維持管理に関する事務組合の可能性を調査していく予定。
投資の平準化に関する事項	平成30年度にストックマネジメント計画を策定した。現況施設の劣化状況を踏まえた上で、投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他の自治体の先行事例などを参考に民間技術の適用可能な手法等の検討を行っていく予定である。
その他の取組	該当なし

- ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和8年度より、22%の使用料金改定を行い経費回収率80%以上の維持を図る。なお、今後も収支のバランスを注視し、適宜、使用料の見直しについて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	流域関連公共下水道であるため、管渠以外の資産がほとんどなく、実施が困難な状況である。
その他の取組	該当なし

- ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点では具体化していないが、今後、管渠(マンホールポンプ6基を含む)の維持管理に関する包括的民間委託の可能性を調査していく予定。
職員給与費に関する事項	収支の状況、業務量等を確認しながら、必要人員の確認を継続していく
動力費に関する事項	マンホールポンプ6基のみ
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	平成30年度にストックマネジメント計画を策定した。これをもとに適切な改築・更新を実施する予定。
委託費に関する事項	平成30年度にストックマネジメント計画を策定した。これをもとに管渠の計画的な調査・点検を実施する予定。
その他の取組	該当事項なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画を着実に実行するため、本経営戦略は毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年に一度を目安として計画の見直し(ローリング)を行う。なお、経営環境の変化によっては5年以内の見直しを行う。 見直しについては、投資・財政計画と実績との乖離やその原因に対する分析を行い、その結果を次期経営戦略に反映することとし、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを継続的に進めていく。 また、経営比較分析に関する各種経営指標を活用し、経営環境の類似する他団体の下水道事業との比較分析を行うなど、経営状況を的確に把握し、経営の健全化や効率化に取り組むものとする。
---------------------	---